

国際的に、人口の増加、食生活の質的変化、肉生産の見直し等から大幅に輸入に依存することは困難で、やはり大部分は国内で自給したいというのが国家的要請である。昭和六十年国内で必要な牛乳の八〇%、牛肉の九〇%を自給するためには、乳牛三百八十万頭（昭和四十三、百四十八万頭）、肉牛六百二十万頭（同百六十六万頭）を飼養しなければならぬが、これに要する粗飼料は、既耕地に百五十万ヘクタール程度の飼料作物を作ったとしても、なお百ヘクタール以上の新たな草地造成を必要とし、それに応える適地をもつ全国の高原地帯に開発の期待がもたれるわけである。

本県の高原地帯は、阿蘇郡全域と菊池市、旭志村、大津町、上益城郡御船町、矢部町、清和村の十八市町村、総面積二十万四千ヘクタールに及ぶ。九州高原地帯の中でもっとも広く、かつ地形的にもなだらかな原野等六万ヘクタールを擁して、草地造成上恵まれた地位にあり、九州農業開発基本計画でも将来の畜産基地形成が目指されているのである。

地元においても、一部大規模草地改良事業や農業構造改善事業、その他事業等によって、逐次開発の手がうたれているが、さらに総合的な高原農業開発への意欲が高まり、昨年十月地元の市町村と農業団体、県が一体となった高原地帯農業開発本部（本部長知事）が設立された。県でも十一月農政部に高原地帯農業開発室を設置して、本格的に取り組みことと

高遊原地域の農業開発

なった。現在開発室では、国から指定を受けた山地立体開発調査（高原地帯全域、大規模草地開発計画調査（南阿蘇山麓地域）、単独県費による西原地区公共育成牧場設置事業調査、草地畜産基地づくり（草地試験研究機関・教育研修施設・凍結精液供給センター設置等）の調査、農家意向調査等をすすめているが、さらに各市町村の開発計画を集計して、四十四年三月末頃までに開発本部の意見や学識経験者等の助言を得ながら、高原地帯における将来の農業開発構想をまとめる予定である。

農業開発構想の根幹は、畜産を中心として養蚕、果樹（くり）、茶、高原野菜等の主産地を育成しながら、経営の規模

拡大と農用地の基盤を整備して、生産性の向上と農業所得の増大をはかるということになるであろうが、これらの開発を推進するに当たっては、林業や観光との関連を考慮し、開発基幹道路の建設等によって、草・耕・林の立体的な土地利用をすすめる必要がある。

高原地帯の農業開発は、平坦地農業の進展によって初めて成果をあげ得るものであり、平坦地農業の振興についても今後高原農業の寄与すべき面が多々あることであろう。

本県農業が、将来国民食糧供給基地としての地位を確保出来るかどうかは、高原、平坦とも協力的開発意欲にかかっている。（高原地帯農業開発室）

地下水の開発

現在まで地下水調査のため、八本のテストボーリングを実施済又は実施中であるが、実施済の四本については、当初の予想に反し、利用できる地下水が確認され、すでに一部は利用中である。ただ自然水位が低いので水価が比較的高いという難点がある。昭和四十三年度にさらに数本を実施する予定である。

農地保全事業について

高遊原台地一帯は阿蘇火山灰地による

特殊土壌地帯の指定を受けているが、耕土の流亡による被害を受けている地区がある。特に深迫ダム下流地区については排水処理の目的も兼ねて県営農地保全事業として計画中であつたが、第一期事業が昭和四十三年度新規地区として、農林省の採択を得、実施設計中であり、昭和四十四年度より着工する予定である。また第二期事業も昭和四十五年より着工できるように準備中である。

農道の整備

農道整備事業は、後に述べる圃場整備事業と不可分の関係にあり、圃場整備事業の中でできるものは、圃場整備事業で実施し、それ以外の部分については、団体営農道整備事業で、地元の申請をまつて、優先的に採り上げる考えである。農免農道については、すでに西原、益城線が決定しており、昭和四十三年度から三年計画で実施する予定である。

圃場整備事業

畑地かんがいを実施する七百五十ヘクタールについては、畑地かんがい必須の条件であるから、畑地かんがいの末端配管も含めて、昭和四十四年度から実施できるように現在調査計画に着手しており、昭和四十四年度から実施できる予定である。以上の他の圃場整備についても地元からの要望もあるので、順次調査を進め制度に従って国庫補助事業に乗せてゆきたい。

地元負担については、空港建設で地元にご迷惑をかけるので、県民の納得のい

ただける範囲内で地元は無理な負担にならないようにしていく。

以上のように、県としては、鋭意開発の促進に努力しているが、何と云っても広範囲の地域であり、農業開発の出発点は農家の意思に基礎をおくものでもありその上相当な経費が必要で、国の予算にも援助を受けねばならないので、地元の方々が充分協議されて、より高い農業地域として発展できるように、高一層の協力をお願いしたい。

営農指導をこう進める

高遊原地域の農業開発については、空港建設に対応して、昭和四十二年六月水資源開発による水利用を含めた基本構想を策定し、公表したところであるが、火山灰土壌畑地特有の不安定な営農条件に対処するこの開発基本構想の具体化については、農政部の総力を上げて取り組んできたところである。

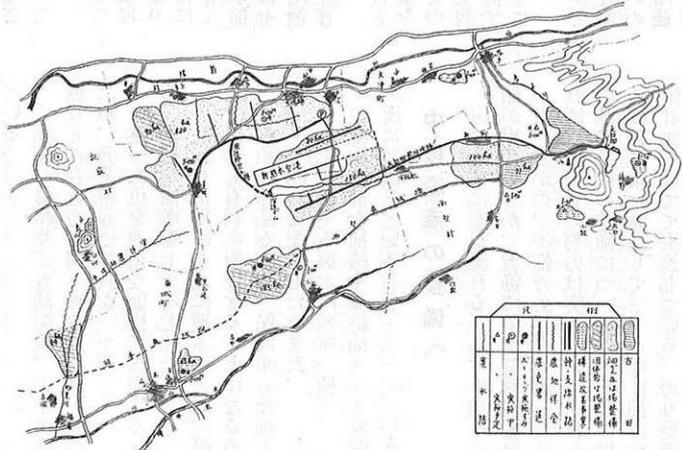
特に営農指導については、昭和四十年十二月本庁及び関係県事務所に高遊原地域営農指導班を設置し、指導体制の整備強化を図ってきた。又、空港用地買収と併行して地域農民と密接した話し合いによって開発基本構想を農家自身のものとして努力を重ね、部落座談会、営農相談所の開設、アンケート調査及び畑地かんがいの先進地調査を行い、更に地域内に、今後の新しい農業の姿を、より身近かなものとするための展示圃を設置するなど、地域農業の将来に対する準備段階としての啓蒙指導を行なって来た。一方基本構想の中で、水利用が困難と

みられる地域については、基本構想の線に沿い、しかも地元の意見がまとまったものの中から、すでに、集団的系園造成事業（益城）、草地改良事業（西原）或いは、そさい（里いも、すいか、メロン）、栗の集団産地育成事業（菊陽、大津、益城）などについては普及の段階として指導推進を行なっている。

今後の営農指導の基本的方向としては基本構想のとおり、単に畑地の生産性を上げるだけでなく、合理的な経営の複合化、集約化による総合的な生産性の向上を図っていく。いわゆる経営の近代化を促進すべきであり、中でも昭和四十八年完成予定の県営畑地かんがいが、事業における輪作体系の確立が急務である。又、地域的には、水利用を含めた地域別土地利用計画に基づく、主産地形成事業が総合的に推進されなければならないと考える。

このため、今後はまず、現在行なっている展示圃における畑地かんがいの輪作体系の確立のための調査研究を引継いで行なうとともに、さらに一歩進めて、経営的な部門を含めた総合的な試験研究を行なってゆく考えである。なお、県の開発基本構想をより具体化し、地域の計画とするため、町村別営農計画の策定を急ぎ、計画推進の母体としての町村営農推進協議会の設立等により、変ぼう発展する地域農業に対処してゆく考えである。

高遊原地域土地改良事業平面図



ある。当該地域を含む畑作農業は、決して容易なものではない。農業発展の鍵は、地域ぐるみの体制と熱意が最も重要なことは言をまたないところである。

（耕地第一課）